

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 新旧対照表 目次

| | |
|---|----|
| ○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）（抄）（第一条関係） | 1 |
| ○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第一条関係） | 2 |
| ○地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）（第一条関係） | 4 |
| ○独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（第一条関係） | 5 |
| ○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（抄）（第一条関係） | 6 |
| ○携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令（平成十七年政令第七十一号）（抄）（第一条関係） | 7 |
| ○独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）（抄）（第一条関係） | 8 |
| ○高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）（抄）（第一条関係） | 9 |
| ○再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百七十八号）（抄）（第一条関係） | 10 |
| ○特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）（抄）（第一条関係） | 11 |
| ○覚せい剤取締法施行令（昭和四十八年政令第三百三十四号）（抄）（第二条関係） | 13 |
| ○覚せい剤原料を指定する政令（平成八年政令第二十三号）（抄）（第三条関係） | 15 |
| ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（抄）（第四条関係） | 16 |
| ○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（抄）（第四条関係） | 17 |
| ○地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）（第五条関係） | 19 |
| ○独立行政法人労働者健康安全機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）（抄）（第六条関係） | 21 |
| ○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）（第七条関係） | 22 |

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（法第五条第三号ニの政令で定める法令）</p> <p>第一条の三 法第五条第三号ニの政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>覚醒剤取締法</u>（昭和二十六年法律第二百五十二号）</p> <p>三十二 （略）</p> | <p>（法第五条第三号ニの政令で定める法令）</p> <p>第一条の三 法第五条第三号ニの政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>覚せい剤取締法</u>（昭和二十六年法律第二百五十二号）</p> <p>三十二 （略）</p> |

改正案

現行

（他の法令の準用）
 第二十六条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

一〇十（略）

十一 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三十条の十五、第三十四条の三第二項及び第三項、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条並びに第三十七条
 十二〇六十三（略）

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

| | | |
|-------------------|------------------|----------------------|
| 読み替える法令の規定 (略) | 読み替えられる字句 (略) | 読み替える字句 (略) |
| 覚醒剤取締法第三十五条第一項 | 主務大臣 | 当該病院又は診療所を開設する国立大学法人 |

3 (略)

（他の法令の準用）
 第二十六条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

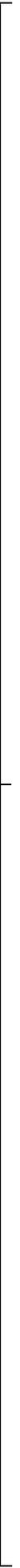
一〇十（略）

十一 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三十条の十五、第三十四条の三第二項及び第三項、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条並びに第三十七条
 十二〇六十三（略）

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

| | | |
|-------------------|------------------|----------------------|
| 読み替える法令の規定 (略) | 読み替えられる字句 (略) | 読み替える字句 (略) |
| 覚せい剤取締法第三十条第一項 | 主務大臣 | 当該病院又は診療所を開設する国立大学法人 |

3 (略)



| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（他の法令の準用）</p> <p>第四十条 次に掲げる法令の規定については、地方独立行政法人（第十号に掲げる規定にあつては法第二十一条第六号に掲げる業務（博物館又は美術館に係るものに限る。）及びこれに附帯する業務を行うときに限り、第二十号及び第二十六号に掲げる規定にあつては公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあつては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 <u>覚醒剤取締法</u>（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三十条の十五第一項及び第四項、第三十四条の三第二項、第三十五条第二項並びに第三十六条第一項及び第二項</p> <p>七～二十六 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> | <p>（他の法令の準用）</p> <p>第四十条 次に掲げる法令の規定については、地方独立行政法人（第十号に掲げる規定にあつては法第二十一条第六号に掲げる業務（博物館又は美術館に係るものに限る。）及びこれに附帯する業務を行うときに限り、第二十号及び第二十六号に掲げる規定にあつては公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあつては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 <u>覚せい剤取締法</u>（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三十条の十五第一項及び第四項、第三十四条の三第二項、第三十五条第二項並びに第三十六条第一項及び第二項</p> <p>七～二十六 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> |

| 改 正 案 | | 現 行 | |
|--|------|--------------|--------------|
| <p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 <u>覚醒剤取締法</u>（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三十条の十五 第一項及び第四項、第三十四条の三第二項及び第三項、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条、第三十七条並びに第四十条の二 十〇四十三（略）</p> <p>2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合に おいては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p> | | | |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 覚醒剤取締法第三十五条第一項 | 主務大臣 | 独立行政法人国立病院機構 | 独立行政法人国立病院機構 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| <p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 <u>覚せい剤取締法</u>（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三十条の十五 第一項及び第四項、第三十四条の三第二項及び第三項、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条、第三十七条並びに第四十条の二 十〇四十三（略）</p> <p>2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合に おいては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p> | | | |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 覚せい剤取締法第三十五条第一項 | 主務大臣 | 独立行政法人国立病院機構 | 独立行政法人国立病院機構 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |

○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">改 正 案</p> | <p>○ 公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする</p> <p>一〇百十（略）</p> <p>百十一 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）</p> <p>百十二〇四百五十二（略）</p> |
| <p style="text-align: center;">現 行</p> | <p>○ 公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする</p> <p>一〇百十（略）</p> <p>百十一 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）</p> <p>百十二〇四百五十二（略）</p> |

○ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令（平成十七年政令第七十一号）（抄）（第一条関係）
（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 <u>覚醒剤取締法</u>（昭和二十六年法律第二百五十二号）第四十一条の二（譲渡に係る部分に限る。）の罪</p> <p>四〇九（略）</p> | <p>携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 <u>覚せい剤取締法</u>（昭和二十六年法律第二百五十二号）第四十一条の二（譲渡に係る部分に限る。）の罪</p> <p>四〇九（略）</p> |

| 改正案 | | | 現行 | | |
|--|----------------|------|-----|-----|---------|
| <p>（他の法令の準用）</p> <p>第十八条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 <u>覚醒剤取締法</u>（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三十条の十五 第一項及び第四項、第三十四条の三第二項及び第三項、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条並びに第三十七条 八～三十一（略）</p> <p>2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合に おいては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p> | | | | | |
| （略） | 覚醒剤取締法第三十五条第一項 | 主務大臣 | （略） | （略） | 療機能推進機構 |
| （略） | 覚せい剤取締法第三十条第一項 | 主務大臣 | （略） | （略） | 療機能推進機構 |

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | | | 現行 | | |
|---|-------------------|-----|------|-----|----------------|
| <p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 <u>覚醒剤取締法</u>（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三十条の十五 第一項及び第四項、第三十四条の三第二項及び第三項、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条、第三十七条並びに第四十条の二 六～三十 （略）</p> <p>2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合に おいては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p> | | | | | |
| （略） | 覚醒剤取締法第三十五条第一項 | （略） | 主務大臣 | （略） | 国立高度専門医療研究センター |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| <p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 <u>覚せい剤取締法</u>（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三十条の十五 第一項及び第四項、第三十四条の三第二項及び第三項、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条、第三十七条並びに第四十条の二 六～三十 （略）</p> <p>2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合に おいては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p> | | | | | |
| （略） | 覚せい剤取締法第三十条 五条第一項 | （略） | 主務大臣 | （略） | 国立高度専門医療研究センター |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |

○ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百七十八号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（法第三十五条第四項第三号等の政令で定める法令）</p> <p>第三条 法第三十五条第四項第三号（法第三十六条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）</p> <p>四〇十三 （略）</p> | <p>（法第三十五条第四項第三号等の政令で定める法令）</p> <p>第三条 法第三十五条第四項第三号（法第三十六条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）</p> <p>四〇十三 （略）</p> |

一〇。
一〇九 (略)

十 覚醒剤取締法第四十一条の五第一項(第三号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)又は第四十四条(同法第四十一条の五第一項に係る部分に限る。)の罪

十一〇四十六 (略)

一〇。
一〇九 (略)

十 覚せい剤取締法第四十一条の五第一項(第三号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)又は第四十四条(同法第四十一条の五第一項に係る部分に限る。)の罪

十一〇四十六 (略)

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><u>覚醒剤取締法施行令</u></p> <p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第一条 <u>覚醒剤取締法</u>（以下「法」という。）第十八条第一項の譲受人は、同条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該相手方に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（手数料）</p> <p>第二条 法第三十八条に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 <u>覚醒剤製造業者</u>の指定の申請をする者 一万三千六八百円</p> <p>二 <u>覚醒剤原料輸入業者</u>の指定の申請をする者 一万二千五百円</p> <p>三 <u>覚醒剤原料輸出業者</u>の指定の申請をする者 一万二千五百円</p> <p>四 <u>覚醒剤原料製造業者</u>の指定の申請をする者 一万二千五百円</p> | <p style="text-align: center;"><u>覚せい剤取締法施行令</u></p> <p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第一条 <u>覚せい剤取締法</u>（以下「法」という。）第十八条第一項の譲受人は、同条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該相手方に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（手数料）</p> <p>第二条 法第三十八条に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 <u>覚せい剤製造業者</u>の指定の申請をする者 一万三千八百円</p> <p>二 <u>覚せい剤原料輸入業者</u>の指定の申請をする者 一万二千五百円</p> <p>三 <u>覚せい剤原料輸出業者</u>の指定の申請をする者 一万二千五百円</p> <p>四 <u>覚せい剤原料製造業者</u>の指定の申請をする者 一万二千五百円</p> |

五 指定証の再交付の申請をする者 イ又はロに掲げる指定証の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 覚醒剤製造業者の指定証 二千八百五十円

ロ 覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証 二千六百五十円

五 指定証の再交付の申請をする者 イ又はロに掲げる指定証の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 覚せい剤製造業者の指定証 二千八百五十円

ロ 覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証 二千六百五十円

○ 覚せい剤原料を指定する政令（平成八年政令第二十三号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

| | |
|-----|---|
| 改正案 | <p>覚せい剤原料を指定する政令</p> <p>覚せい剤取締法別表第九号の規定に基づき、次に掲げる物を覚せい剤原料に指定する。</p> <p>一～四（略）</p> |
| 現行 | <p>覚せい剤原料を指定する政令</p> <p>覚せい剤取締法別表第九号の規定に基づき、次に掲げる物を覚せい剤原料に指定する。</p> <p>一～四（略）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為）</p> <p>第十七条 法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 一五（略）</p> <p>六 <u>覚醒剤取締法</u>（昭和二十六年法律第二百五十二号）第四十一条の二（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第四十一条の三（同法第十九条若しくは第二十条第二項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第三項に係る部分に限る。）、第四十一条の四（同法第三十条の七、<u>第三十条の九</u>第一項（譲渡に係る部分に限る。）又は第三十条の十一（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十一条の十一又は第四十一条の十三の罪に当たる違法な行為</p> <p>七 十三（略）</p> | <p>（法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為）</p> <p>第十七条 法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 一五（略）</p> <p>六 <u>覚せい剤取締法</u>（昭和二十六年法律第二百五十二号）第四十一条の二（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第四十一条の三（同法第十九条若しくは第二十条第二項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第三項に係る部分に限る。）、第四十一条の四（同法第三十条の七、<u>第三十条の九</u>（譲渡に係る部分に限る。）又は第三十条の十一（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十一条の十一又は第四十一条の十三の罪に当たる違法な行為</p> <p>七 十三（略）</p> |

を
する
行為
に係
るも
のに
限る
。）
又は
これ
らの
罪（
同法
第四
十一
条の
二第
一項
、第
四十
一条
の三
第一
項、
第四
十一
条の
四第
一項
、第
四十
一
条の
十一
及び
第四
十一
条の
十三
に規
定す
る罪
を除
く。）
に係
る同
法第
四十
四
条に
規定
する
罪

十八
〜二十
四（略）

る
行為
に係
るも
のに
限る
。）
又は
これ
らの
罪（
同法
第四
十一
条の
二第
一項
、第
四十
一条
の三
第一
項、
第四
十一
条の
四第
一項
、第
四十
一
条の
十一
及び
第四
十一
条の
十三
に規
定す
る罪
を除
く。）
に係
る同
法第
四十
四
条に
規定
する
罪

十八
〜二十
四（略）

○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | | 現行 | |
|---|---|--|--|
| <p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p> | | | |
| 標準事務 | 手数料を徴収する事務 | 標準事務 | 手数料を徴収する事務 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 五十八 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第四条第一項及び第五條第二項（これらの規定を同法第三十条の五において準用する場合を含む。）の | 覚醒剤取締法第四條第一項（同法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定に係る | 五十八 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第四條第一項及び第五條第二項（これらの規定を同法第三十条の五において準用する場合を含む。）の | 覚せい剤取締法第四條第一項（同法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定の |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 金額 | 金額 | 金額 | 金額 |
| 一万七千六百元 | 一万七千六百元 | 一万七千六百元 | 一万七千六百元 |

| | | |
|-----|---|---|
| (略) | <p>製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証の再交付に係る経由に関する事務</p> | <p>製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定に係る経由に関する事務</p> |
| (略) | <p>覚醒剤取締法第十一条第一項（同法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証の再交付に係る経由</p> | <p>経由</p> |
| (略) | | <p>二千九百円</p> |
| (略) | <p>覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤製造業者の指定証の再交付に係る経由に関する事務</p> | <p>い剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定に係る経由に関する事務</p> |
| (略) | <p>覚せい剤取締法第十一条第一項（同法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付に係る経由</p> | <p>申請に係る経由</p> |
| (略) | | <p>二千九百円</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（他の法令の準用）</p> <p>第十五条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 <u>覚醒剤取締法</u>（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三十条の十五、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条並びに第三十七条五 十八（略）</p> <p>2 前項の場合において、<u>覚醒剤取締法</u>第三十五条第一項、医療法施行令第一条及び看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令第二条中「主務大臣」とあるのは、「独立行政法人労働者健康安全機構」と読み替えるものとする。</p> <p>3（略）</p> | <p>（他の法令の準用）</p> <p>第十五条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 <u>覚せい剤取締法</u>（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三十条の十五、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条並びに第三十七条五 十八（略）</p> <p>2 前項の場合において、<u>覚せい剤取締法</u>第三十五条第一項、医療法施行令第一条及び看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令第二条中「主務大臣」とあるのは、「独立行政法人労働者健康安全機構」と読み替えるものとする。</p> <p>3（略）</p> |

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（政令で定める法律の規定）</p> <p>第二十一条 法第九十一条第五項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第八条第一項、第十四条第一項並びに第二項第一号及び第三号、第十七条第三項、第十八条第一項、第十九条第二号及び第四号、第二十条第一項から第四項まで、第三十条の七第六号から第八号まで及び第十一号から第十三号まで、第三十条の九第一項第三号及び第六号、第三十条の十一第三号、第三十条の十三、第三十条の十四第二項並びに第三十二条第一項八～十五 （略）</p> | <p>（政令で定める法律の規定）</p> <p>第二十一条 法第九十一条第五項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第八条第一項、第十四条第一項並びに第二項第一号及び第三号、第十七条第三項、第十八条第一項、第十九条第二号及び第四号、第二十条第一項から第四項まで、第三十条の七第六号から第八号まで、第十一号及び第十二号、第三十条の九第三号、第三十条の十一第三号並びに第三十二条第一項八～十五 （略）</p> |